

## 平成25年度第2回公益社団法人鳥取県人権文化センター理事会議事録

日 時 平成25年10月30日(水) 13:30~14:35  
場 所 鳥取市扇町21 鳥取県人権文化センター2階会議室  
出席者数 11名(理事 11名)  
出席者名簿 別紙のとおり  
議 題 別紙のとおり

事務局 　　ただ今から、平成25年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回理事会を開会いたします。

はじめに、本日は、理事15人中、11人の理事さんにご出席をいただいておりますので、定款第32条により本理事会が成立しましたことをご報告いたします。

次に、このたび理事に就任していただきました大谷理事さんが出席されておられますので、ご挨拶をいただきます。

大谷理事 　　鳥取商工会議所専務理事の大谷です。前任の坂出専務の後を受け、就任して7ヶ月になります。前は、県職員で土木の技術屋でしたので、なにぶんよく分からない面があると思いますが、皆様にお教えいただきながらがんばりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 　　有り難うございました。それでは、最初に、当センター会長の内海がご挨拶を申し上げます。

会 長 　　会長挨拶

(1) 本日の理事会は、来年度事業計画及び予算要望案について、ご審議いただき、町村会及び県に要望していきたいこと。

(2) 早いもので、11月に入ろうとしているが、今年は「アベノミクス」にはじまって、「倍返し」、東京オリンピックの開催決定での「おもてなし」などがはやったが、当センターでは「おもいやり」の気持ちで、順調に事業を進めている。

(3) かつては、無らい県運動などの人権侵害が行われたが、いまは子どもがいじめや京都地裁で判決のあったヘイトスピーチ事件など様々な人権問題が起こっており、いい人権社会をつくっていかないといけない。

という趣旨の挨拶があった。

事務局 　　次に、議長の選出でございますが、定款第31条により、理事会の議長は会長があたることになっております。

では、内海会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。  
第1号議案に入る前に、ヘイトスピーチについて、(尾崎次長)事務局、説明してください。

事務局 (ヘイトスピーチについて説明)

議長 平成25年度はちょうど「外国人と人権」というテーマで研究しており、鳥取県ではヘイトスピーチが行われていないのは、県民性でしょうか、非常に喜ばしいことと思っています。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号「平成26年度事業計画(要望案)」及び議案第2号「平成26年度収入支出予算(要望案)」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「平成26年度事業計画(要望案)」及び議案第2号「平成26年度収入支出予算(要望案)」について説明。

議長 この議案につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら頂戴いたします。

今岡理事 人権が道徳観と全く関係ないような考え方があったので、道徳を重視するというところで、いろいろな見直しが大きく行われていっていただきたい。在特会の問題や婚外子の問題などいろんな問題があるが、鳥取県の中ではそんな大きな問題はないと思いますが、私たち自身が、皆が仲良くということ、一歩でも半歩でも進めて行くしかないと思って今日は聞かせていただきました。

議長 ほかに、何かございますか。

小林理事 マンガ大賞のような事業を人権局で今議論しているのですが、この間、センターさんに少し話をさせてもらったこの事業の委託は、ここにある来年度の予算に含まれないですか。

事務局 この中には入っていません。

小林理事 財政といろいろ話をしないといけないですが、3月の理事会の時には、その辺は折り込んでいただけますか。

事務局 今は要望段階での予算案ですので、要望していく中で、中身が変わっていくことはあります。最終的には、3月の理事会、総会で予算案を最終決定していただくこととなります。

今岡理事 図書資料頒布収益というのがありまして、昨年度の実績はどのくらいですか。

事務局 調べて回答いたします。

今岡理事 もっと収益が上がるようなことが、我々がもっと頒布に協力しなきゃいかんと思うことがあります。

それといろいろな会合の始まりにですね、インフォメーションできるようなもの、良識を上げるような目に見える資料があったら、斡旋していただきたい、あるいは貸し出していただきたい。

事務局 この建物の下のふらっとで、そうさせていただいているところでございますので、そちらの方へお立ち寄りいただけませんかでしょうか。

杵島理事 人件費のところ、正味財産に振り替えられているところがあるんですが、正味財産を取り崩していくと、資産がだんだん無くなっていくことになるので、正味財産から取り崩すのではなくて、一般の人件費、給与費から落とすべきじゃないかと思えます。

それと、人権文化センターの非常勤職員、これは皆さん正職員さんでしょうか。臨時職員とかではないですか。

事務局 県からの派遣職員の給与については、基本的には県から直接支給されることとなっていますが、手当てなどの一部人件費については、会費収入から支払うのではなく、センターの自主財源で支払うこととなっているため、正味財産を取り崩しています。

センターの職員は、常勤職員7名と、ライブラリー相談員3人が祝日を除いて交替して非常勤職員として勤務しており、人権相談員3人が水曜日と土日を交替して非常勤職員として勤務しています。常勤職員と非常勤職員が同じ業務をやっているということではなく、業務の態様によって、常勤職員と非常勤職員に分かれています。

議長 そうしますと、議案第1号及び議案第2号は原案どおり関係機関に要望することとしてよろしいか。

理事 (異議なし)

議長 それでは、ご承認いただきましたので、議案第1号及び議案第2号は原案どおり関係機関に要望することとします。

事務局 先ほど、今岡理事さんからご質問のありました図書頒布資料収益ですが、平成23年度が1,296千円余の収益となっております。平成24年度は967

千円余ということでございまして、なぜ23年度に比べて減ったかと申しますと、人権学習資料の出来上がるのが例年11月頃ですが、これが調査研究事業の事情がありまして、2月頃にずれ込んでしまったということで、発行が遅れてしまったということがあって減っておりますが、通例でいきますと1,200千円くらいの収入となります。

今岡理事 積極的に1,500千円くらいの利益にして行こうという意欲はございませんか。

事務局 センターは公益社団法人ということで、収益を上げてどんどん事業をやっているという社団法人でないものですから、収入が増えるのはありがたいのですが、公益社団法人の趣旨に照らして、収益を上げて事業を拡大していこうということではやっておりません。

今岡理事 収益が上がるのは副作用であって、根本は頒布を広げるということを積極的に進めればよいと思います。

事務局 人権学習資料は、基本的には会員に配布する資料と言うことで作っております。出来ましたら会員に送付しております。また、これを使って研修することもありますので、そのときに買っていただくこともあります。そういう形ではやっております。

今岡理事 もう一つ、人権啓発、平和、道徳、市民性教育と書いてあるんですけども、生命尊重というのは関係ありませんか。

事務局 ございます。

今岡理事 ございますね。生命尊重、なんか文章の中にこれはないようですが。

事務局 それぞれの教育の名前とか、固有名詞がそのようになっている。このように並列して書いておりますが、正しくは平和教育、道徳教育、市民性教育と言われるようなものです。その中の重要なものとして生命の尊重というものがベースにございますので、そこの部分について、たとえば生命教育という言い方がなされていないにせよ、そこはもちろん重要な根本的なところとして、いずれの教育でも押さえられているという具合に、認識しております。

今岡理事 自殺ね、問題がいろいろありますがね、生命尊重でね。

それにもう一つ、人工妊娠中絶というのがあります。ま、合法的に行われてはいますが、これも道徳的に言えば、本当はおかしいんじゃないですか。そういう方面の啓発運動も力を入れていただけると有り難い。

事務局

今朝のちょうどニュースで、鳥取県の中絶率が高いということで、そのことがニュースでもなっております、基本的には中絶というのは、命を奪うという行為ですので、いいか、悪いかと言ったら、悪いということについては、大方の人が認知される場所でもあります。ただ、十分に注意しなければならないのは、中絶に至るその過程はどうであったか、何が理由であったか、というような事について、きちんとそこまでも捉えながら、非難するべきは非難し、支えるべきは支援していくということをやっていくという事が重要なのだというふうに思っています。いずれにしても、そのような議論を呼ぶ課題ではありますが、何にしても生命と直結する問題でもありますし、そこは十分に取り上げるべき一つのトピックだという具合に、認識しております。

今岡理事

何かそれが分かるような表現があると、もう一つ欲しいなあと思います。

杵島理事

それに関連していいですか。今、子宮頸がんの予防接種、一時的に中学生、高校生にやったんですけど、その弊害が出てるんですね今。副作用があるという弊害が出ておりますけど、もうちょっと話したことがあるんですけど、子宮頸がんのなぜ予防接種をしなければならないか。性教育と言うことや先ほどおっしゃった道徳教育をそういう事をちゃんとしておれば、予防接種をする必要はないし、副作用の心配もない。お医者さんの中には、子宮頸がんの予防接種をしない方がいいという説を唱える方もある。先ほどの中絶問題に絡めて、人権教育と併せて、鳥取県はこのたび中高生に性教育の中に産婦人科の看護師さんを入れて、教育することを言っておられたけれども、やっぱり人権教育を併せて、して欲しいなと思いました。

谷口理事

今、杵島さんからあった子宮頸がんのワクチンの予防接種のあり方というのは、これは人権とか人工妊娠中絶とか、ちょっとニュアンスが違います。ワクチンで予防接種ができる病気というのは、例えば、無謬体質の方の肺炎球菌ワクチンとか、この子宮頸がんですね、ワクチンで予防出来る病気であります。最近ですと、胃がんですね。ピロリ菌の除菌でがんのリスクが少なくなる。その他の分野でもたくさんありますけれども、国はお金がないがために、予防ワクチンで予防出来るように、そういう予防接種をしようとしません。欧米諸国はやっているんです。そういう形で、一番その医学的に治癒すると、子宮頸がんについては、やりましょうと言うことでやったところが、副反応が多少まあ出てきてるところで、広く国の単位になれば多少のそういう副反応というのは、許されるべきではないか、というのが0.5%ぐらいだと思いますけれど、それが予想以上に多かったということで、今、積極的に接種を勧奨ストップしているというのが現状ですので、子宮頸がんのワクチンの予防接種と人工妊娠中絶の話とちょっと分けて考えてもらいたいなと思います。

それから、人工妊娠中絶の数の割合が高いということが、きのう発表が

ありましたけれど、あれだっているんな分析の仕方がありまして、例えば、鳥取県民性というか、正確に報告していると、10人来たら10人報告している。ところが都会のほうは、100人来ても、10人しか報告しない婦人科の先生がいらっしゃるのではないかという分析も、ちょっと実際のところはあるんです。実は、単純に報道の数字だけを捉まえて、鳥取県はこうだ、ああだというのは、現実的には数字だけ一人歩きしているという側面がありますので、このあたり根拠はないんですけど、そのあたり、そんな背景があるということをご承知いただきたいと思います。それと、実際どうか分かりませんが、県外の方が鳥取県の中で中絶と、そのあたりの事も、もしかしたら、数字の中に入っているのではないか、純然たる鳥取県民がというようなことではないのかなと思ったりする面もありますので、そのあたり分析が必要だろうなと思います。そういう事情があることは、ご理解いただきたいと思います。

杵島理事

医師会さんのデータも見せてもらったのですが、大変お世話になって、子宮頸がんの予防接種をするのに、なぜ中学生や高校生に予防接種をするのか。結婚した人の子宮頸がんの予防接種をするんだったら分かるんですけど、性交渉していない人を対象に予防接種をするという建前でやっておられますけど、結婚していない子どもたちが性交渉しないような教育をしていかないといけないと思います。今は、中学生でも、高校生でも体験学習みたいにやっている。これが許せないです。

谷口理事

今は、中高生だけの問題だけではなく、女性全体の問題ですので、これから40歳、50歳になってからでも子宮頸がんにならない予防をするためには、今、中学校でも医学的にその年齢から接種しないといけませんよということなんです。中高生が性交しているからどうこうという問題ではないです。接種しておけば、将来60年後でも、65でも子宮頸がんという病気がなくなるのです。そのためにやっているのです。

杵島理事

早期に性交渉した人が、子宮頸がんになりやすいということではないんですね。

谷口理事

将来、子宮頸がんにならないために、今、その年齢で接種しましょうという時期なんだとということです。その辺、ご理解いただきたい。

杵島理事

もっとPRしてもらわないといけないですね。わかりました。

今岡理事

もう一つ、ちょっとお尋ねしますが、都会では10分の1しか申告しないんだ、例えば、そういうことが容認されるとなると、今、全国でいくらかというのは、正確ではなくて、実際それよりも多いですよ。鳥取県だけがどうこうじゃなくて。

谷口理事 鳥取県は人口が少ないですから、ちょっとの数のアップで順位が上がってですね、例えば新生児の死亡率も日本一成績がいいんです。新生児の母体が、亡くなる方のデータが。ところが人口が少ないですから、例えば一人や二人赤ちゃんの母体が亡くなると逆にぽっと成績が悪くなるという、数字のマジックといたしましょうか、そういうこともありますので。

今岡理事 実際は減ってもらいたいわけですね。

谷口理事 やっぱり母体の保護で中絶の理由が明記されておりますので、それに基づいて産婦人科の先生は手術をやっておりますので、望まない妊娠とかもあるかと思いますが、母体の保護というのが一番の大前提です。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告願います。

事務局 (以下の事項について報告)

- (1) 公の施設 鳥取県立人権ひろば21の指定管理について
- (2) 24年度決算に係る財政的援助団体等の監査について
- (3) その他 マスコットキャラクター着ぐるみ製作業務委託について

議 長 ただいま、事務局から報告がありました。これに対するご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

理 事 (特になし)

議 長 その他何かございますか。

理 事 (特になし)


議 長 では、予定しました議事を終了しました。ご協力ありがとうございました。

平成25年10月30日に開催された、平成25年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第2回理事会の議事内容は以上のとおりです。

なお、出席の予定であった監事 五十嵐美知義氏は、急遽、出張用務が生じたため欠席となりました。

平成25年12月5日

議 長

田 海 取 

平成25年度 第2回理事会(10月30日) 役員出欠表

理事名	現職等	出欠	備考
内海 敏	(社福)鳥取県社会福祉協議会会長	○	
木下 義臣	鳥取県民生児童委員協議会副会長	×	
中田 幸雄	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
松井 満洲男	鳥取県人権教育推進協議会会長	○	
田中 朝子	鳥取県連合婦人会会長	○	
梓島 和江	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会長	○	
秋本 和彦	(一社)鳥取県手をつなぐ育成会会長	×	
今岡 祐一	(社)鳥取県老人クラブ連合会会長	○	
山下 俊一	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	×	
谷口 直樹	(公社)鳥取県医師会会長	○	
大谷 芳徳	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
小林 敬典	鳥取県総務部人権局長	○	
浜橋 正教	鳥取県市長会事務局長	○	
小林 昌司	鳥取県町村会監事(若桜町長)	×	
山岡 正博	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席 11名、×…欠席 4名

監事名	現職等	出欠	備考
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	×	
政田 孝	税理士	×	



## 理 事 会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第1号 平成26年度事業計画（要望案）について

議案第2号 平成26年度収入支出予算（要望案）について

4 報告事項

(1) 公の施設 鳥取県立人権ひろば21の指定管理について

(2) 平成24年度決算に係る財政的援助団体等の鳥取県監査について

5 その他

6 閉 会